

「ヨコハマ SDGs デザインセンター事業」 運営事業者の募集に係る募集要項

令和 8 年 10 月 16 日

横 浜 市
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
循環型社会推進課

本募集要項に記載した内容には、現在検討中の事項も含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではない。

I 目的・背景

横浜市は、平成30年度に国から「SDGs未来都市」に選定されるとともに、「自治体SDGsモデル事業」として「ヨコハマSDGsデザインセンター（以下「センター」という。）事業」が選定を受けた。横浜市では、横浜市市民協働条例に基づいて運営事業者を公募・選定し、平成30年度から令和2年度まで、令和3年度から令和5年度まで、及び令和6年度から令和8年度までの各3年間を基本協定期間としてセンター事業を運営してきた。

センターは、「SDGs未来都市・横浜」の実現を目指し、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図る「横浜型大都市モデル」の創出に向けて、多様な主体との連携により自らも課題解決に取り組む中間支援組織として、平成31年1月から事業を開始し、2030年のSDGsの達成に向けこれまで様々な取組を進めてきた。

今回は、令和8年度末で現協定期間が終了するため、令和9年度から令和12年度までセンター事業を横浜市と協働で実施していく新たな運営事業者を募集する。

II 事業内容等

1 事業内容

基本的な事業内容は次のとおりとする。実施にあたっては横浜市市民協働条例第12条に基づき、別途協議を行い、事業目標及び実施計画を作成すること。

本業務は、センターの運営全般を担うとともに、地域課題の解決によるSDGs達成を推進するものである。運営事業者は、会員管理システム・ホームページ、認証システム等を活用し、効率的かつ効果的な運営を行うこと。なお、業務の詳細については横浜市と協議のうえ進めること。

(1) センター事務局の運営

ア センター事務局の運営

(ア) 運営体制の構築

センターを円滑に運営するため、事務局体制を整備し、専用連絡先及び各業務の調整、問合せ対応、横浜市及びコーディネーター等との連絡調整を行うこと。

(イ) 拠点運営

以下のとおり拠点を活用し、当該施設の運営業務を行うこと。

a 拠点場所

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 goodroom lounge 横浜馬車道

※本事業では、コワーキングスペース「goodroom lounge 横浜馬車道」を活用するものとし、相談業務担当者にライセンスを付与して利用することができる。企業等との打合せ等に際しては、当該施設内の会議室を利用することができる。

※事業実施場所について、より効率的・効果的な提案がある場合は、横浜市と協議のうえ検討すること。

b 営業時間

毎週火曜日・木曜日、午前 11 時から午後 4 時までを基本開設時間とする（祝休日及び年末年始を除く）。

c 施設使用料等の支払

コワーキングスペース等の利用に係る利用料等について、施設運営者との契約及び支払手続きを行うこと。

なお、当該経費は本事業予算の範囲内で支出するものとする。

【参考：令和 7 年度実績】

管理費：約 300,000 円/年（税込）。ライセンス 2 名分含む。

(ウ) 窓口運営

営業時間内における窓口受付体制を構築すること。

相談受付は、原則として問い合わせフォームを用いること。相談内容に応じ、メールやオンライン会議により対応できる体制を整備すること。対面相談が必要な場合には、事前予約制とし、拠点等を活用して対面相談を実施すること。

また、受け付けた相談について、相談日時、対応方法、対応者、相談内容等を記録し、適宜横浜市へ共有すること。

【参考：令和 7 年度実績】

SDGs に関する取組・マッチング相談に関する相談件数：約 100 件/年

Y-SDGs 認証に関する相談受付件数：約 200 件/年

研修、セミナー、ワークショップ件数：約 10 件/年

(エ) 運営記録及び報告

運営日ごとに日報を作成し、横浜市へ提出すること。また、本募集要項に記載のない事項が生じた場合は、横浜市と協議のうえ対応すること。

イ 情報発信及び会員管理

センターの活動及び会員の取組について積極的に情報発信を行うとともに、会員管理システム等の運用を行うこと。

(ア) 情報発信

ホームページ、メールマガジン、SNS（X、Facebook、YouTube 等）を活用し、センター事業や会員の取組、認証制度、プロジェクトの進捗等について広く発信すること。

a ホームページの運用・保守管理

ホームページの運用・保守管理を行うとともに、既存ページの更新及び新規ページの作成を行うこと。その他、利用者のニーズをふまえ、コンテンツの充実に向けた検討を行うこと。ページの公開に際しては、横浜市が確認を行い、本番環境へ適用すること。

（新規ページ作成 60 ページ程度、既存ページの修正 60 ページ程度を想定）

b メールマガジン等の配信

メール配信システムを運用し、メールマガジン等を年 50 回程度配信すること。

(イ) 会員管理

a 会員登録システムの運用

オンラインシステムによる会員登録及び会員情報の管理を行うこと。

b 会員拡大への取組

センター会員の増加に向けた広報・勧誘等の取組を実施すること。

c 後援等名義使用の受付

会員からの後援等名義使用申請の受付を行うこと。承諾の可否については横浜市と協議のうえ決定し、申請者へ通知すること。

(ウ) 個人情報保護

本業務において個人情報を取り扱うため、事務局職員及びコーディネーター等については、個人情報を適切に取り扱うことができる者を配置すること。

(2) 相談対応及びマッチング支援

ア 相談対応

SDGsに関する取組、マッチング相談、Y-SDGs認証等に関する相談対応を実施すること。また、事業者、団体等からのSDGsに関する研修、セミナー、ワークショップ等の実施依頼に対応すること。実施にあたってはコーディネーター等と連携し、講演料等については横浜市と協議のうえ決定すること。

【参考：令和7年度実績】

SDGsに関する取組・マッチング相談に関する相談件数：約100件/年【再掲】

Y-SDGs認証に関する相談受付件数：約200件/年【再掲】

研修、セミナー、ワークショップ件数：約10件/年【再掲】

イ マッチング支援

SDGs達成に向けて環境・経済・社会的課題の統合的解決を図るにあたり、市内の多様な主体との連携により、企業等の技術や知見（シーズ）と地域課題（ニーズ）のマッチングを行うこと。支援にあたってはコーディネーター等と連携し、横浜市と協議のうえ決定すること。

【参考：令和7年度実績】

マッチング件数：約20件

(ア) コーディネーターの配置

専門的知識及び経験を有するコーディネーターを3名以上配置すること。コーディネーターは、会員等からの相談・提案内容のヒアリングを行い、地域課題解決に向けた伴走支援を実施すること。

なお、コーディネーターを年度途中などで追加配置する場合には、横浜市と協議のうえ、決定するものとする。

(イ) ニーズ・シーズの運用

センターホームページのニーズ・シーズ掲載機能を活用し、掲載申請の受付、内容確認、公開及び連携支援を行うこと。

なお、掲載及び連携の可否については、コーディネーター及び横浜市と協議したうえ決定し、申請者へ通知すること。

(ウ) 情報収集・蓄積及びネットワーク構築

企業・団体等の取組内容やニーズ・シーズ情報、先進事例等を収集・蓄積し、コーディネート業務に活用すること。収集した情報はコーディネーター及び横浜市と共有できるよう、適切に管理すること。また、中間支援機能を持つ団体・施設等とのネットワークを構築し、相談支援や試行的取組等の拡充につなげること。(例：IDEC 横浜、YOXO BOX、市民協働推進センター、BankPark YOKOHAMA)

(3) 試行的取組の実施

センター自らがステークホルダーの一員となり、企業・団体等の様々な主体と連携して、SDGs 達成に向けて環境・経済・社会的課題の統合的解決を図る試行的取組を実施すること。また、年度末を目途に次年度の取組内容について、企画提案書を作成すること。

ア 試行的取組

試行的取組とは、SDGs 達成に向けて環境・経済・社会的課題の統合的解決を図るもののうち、以下の内容を満たす取組のことを指す。

- (ア) SDGs 未来都市・横浜の実現に資する取組であること。
- (イ) 先進性や独自性があるなど、モデルになる優良事例であること。
- (ウ) 複数の事業者が連携した取組、市民・来街者に向けた取組であること。

イ 実施・体制

(ア) 試行的取組の実施

事業名・内容・目的・効果・予算等をまとめた事業提案書を作成し、横浜市との協議を経て実施可否を決定すること。

(イ) 体制

全ての試行的取組を統括する「統括責任者」を配置すること。また、試行的取組ごとに取組を管理運営する「責任者」を配置したうえで、実施にかかる体制図を作成すること。統括責任者及び責任者は、事業者から配置することとし、各試行的取組の進捗状況等について、管理・監督し、適宜横浜市と協議を行うこと。

なお、試行的取組の実施にあたっては、コーディネーターの専門的知見を十分に活かした実施計画を策定すること。

ウ 試行的取組（継続案件）事業

過年度から実施している各取組の概要については、センターホームページ及び横浜市ホームページを確認すること。

(ア) ネイチャーポジティブ（拡張生態系）

- ・令和7年9月から TECH HUB YOKOHAMA の外構で実施しているネイチャーポジティブに関する実証事業の成果を踏まえた、横浜グリーンエキスポへの出展を実施すること。(屋外常設展示は令和8年度に設置済み予定)
- ・横浜グリーンエキスポの出展内容は、以下のとおり。

①「つなぐ横浜館」の屋外常設展示

令和8年度中に、幅 4700mm×奥行 800mm の範囲にプランターを設置予定。
開催期間中の維持管理（水やりは除く、月2回程度の手入れ）及び終了後の撤去を実施すること。

②「つなぐ横浜館」の屋内イベントスペース

半日（５時間程度）のセミナー・ワークショップ等を実施すること（令和９年８月予定）。

- ・①の屋外常設展示については、学校・企業等と連携し、この取組をレガシーとして活用する方法を検討・実施すること。

(イ) みなとみらいサーキュラーシティ・プロジェクト

- ・脱炭素先行地域であるみなとみらい21地区において、脱炭素先行地域としての取組の一つである「サーキュラーエコノミー・資源循環」を中心となって実施すること。特に横浜市中期計画2026-2029において、全庁的な明日をひらく都市プロジェクト「循環型都市への移行」の柱となる「みえる」サーキュラーの取組として、本プロジェクトの資源循環の可視化が位置付けられている。可視化されたデータを活用して、資源循環率向上に寄与する具体的な取組の創出に横浜市と連携して取り組むこと。

(ウ) サーキュラーエコノミー等のモデル事業創出

- ・企業、大学、市民団体等の多様な主体が有するニーズとシーズをコーディネートし、企業間等のマッチングや伴走支援を通じて、資源循環や脱炭素、地域課題の解決に資するサーキュラーエコノミー等のモデル事業を創出すること。また、社会実装に向けた実証支援を行うとともに、創出した事例の効果や成果を発信し、市域への展開を図ること。

エ 試行的取組（新規案件）事業

以下の新規試行的取組について企画・実施すること。

- ・カーボンニュートラルを推進する取組
- ・サーキュラーエコノミーを推進する取組
- ・産学官民連携による社会課題解決を推進する取組
- ・SDGs 認証制度を活用した企業の SX に向けた DX・GX を推進する取組
- ・横浜市の区局統括本部と連携した取組

【参考：令和５～７年度実績】

新規試行的取組件数：５年度 ８件、６年度 ７件、７年度 ６件

(4) 横浜市 SDGs 認証 “Y-SDGs” の運営

横浜市と共同でY-SDGsの普及・推進に取り組むことで、市内事業者のSDGsへの取組を促進し、市内全体におけるSDGs推進を図ること。また、センターの各種事業と連携することで、Y-SDGs認証事業者等への支援の充実につなげること。

認証制度の詳細についてはセンターホームページを確認すること。

【参考 URL】 <https://www.yokohama-sdgs.jp/certification/>

なお、本業務の実施にあたっては、管理運営を行う「責任者」を配置したうえで、実施にかかる体制図を作成すること。責任者は運営事業者から配置することとし、責任者の配置を含む体制の構築にあたっては、必要に応じて横浜市と協議を行うこと。

ア 認証・更新に関わる事務の実施（新規取得・上位取得・更新）

認証・更新に関わる事務手続きについて、以下の通り実施すること。なお、認証手続きの流れは、以下 URL（認証取得までの手続きについて）を参照すること。

【参考 URL】 <https://www.yokohama-sdgs.jp/certification/>

(ア) 新規取得・上位取得・更新に関する相談対応

認証制度の新規取得・上位取得・更新に関する相談に対応すること。

【参考：令和7年度実績】

Y-SDGs 認証に関する相談受付件数：約 200 件/年【再掲】

(イ) 認証の募集

横浜市と協議のうえ日程を決定し、認証の募集を行うこと。必要に応じて認証募集開始の周知を行うこと。なお、認証の募集は年1回程度とする。

(ウ) ヒアリング・審査

認証申請者に対して個別にヒアリングを実施し、評価書案を作成すること。評価書案をもとに、横浜市と協議のうえ認証・不認証の審査・認証事務を実施すること。なお、認証申請者のヒアリングは、事業者が認証申請者と調整の上実施し、中小企業診断士等の資格を有する者が対応すること（ヒアリングの際は、中小企業診断士等の資格を有する者が最低1名同席すること）。

(エ) 有識者検討会の開催

審査終了後、有識者検討会を開催すること。なお、検討会参加者及び実施時期は、横浜市と協議のうえ、決定すること。

(オ) 認証期間更新に関する業務

認証の有効期限が切れる事業者に対して、認証期間更新に関するスケジュールの開示、手続きの周知等を行うこと。また、更新の際に事業者から提出される目標設定シートの確認、ホームページへの掲載を行うこと。

【参考：令和9年度想定】

更新予定者数：約 340 者

イ 認証数増加施策

認証数の増加に向けて、認証制度のPR促進、申請にあたっての支援等の施策を提案し、横浜市や金融機関その他関係団体等との連携による取組を実施すること。なお、目標値は年100者とする。

ウ 認証取得事業者のメリット創出等、取得後の支援

認証を取得した事業者に対するメリット創出（金融的支援・交流会など）について検討し、企画・実施すること。内容や開催時期については、横浜市と協議のうえ決定することとする。

【参考：令和7年度実績】

事業者交流会：2回 認証事業者向けアワード：1回

エ 会員登録・認証システムの運用・保守管理

会員登録・認証システムについて、運用・管理保守及び必要に応じた部分的な改修を行うこと。

オ 認証評価基準の見直し

社会情勢等の状況により、必要に応じて認証制度の評価項目の内容を検討、修正すること。

2 基本協定期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで（4年間）

※基本協定期間（4年間）のうち3年間で終了する時点で、事業成果及び履行状況に関する評価を実施する。なお、横浜市及び事業者は、その結果並びに予算措置及び協働事業としての継続の必要性を踏まえて協議を行い、残り1年間の継続実施の可否を判断することができる。

3 定例会の実施

運営事業者は横浜市との定例ミーティングを毎週又は隔週ごとに実施すること。

また、共同事業体の場合は、月に1回程度打合せを行い、内容を本市へ共有すること。

4 成果物

運営事業者は年度末に「ヨコハマ SDGs デザインセンター事業」報告書を作成し、横浜市に提出すること。報告書内容や提出時期については、横浜市と協議した上で、決定すること。

最終年度においては、センターホームページ及び横浜市ホームページを踏まえ、センター事業を開始した平成31年1月から令和12年度までのセンターの取組をまとめた報告書を別途作成すること。

5 寄付の取り扱いについて

センターへの寄付等について、事案ごとに横浜市と協議した上で、決定すること。

6 事業体制・服務規程

(1) 事業体制

組織体制・運営体制にあたっては、次の点に取り組むこと。（共同事業体（JV）においても、同様に取り組むこと。）

ア 円滑な運営体制の確保

円滑な運営のために、関係する各機関の知識と理解を深めること。横浜市との協働運営を行うにあたり、双方の合意形成や意思決定等を行うための組織を設置するなど、連携体制の構築を図ること。

イ 持続的な組織運営

当センターの設置目的や目指す姿の認識のすり合わせ、情報の共有や組織運営に関する意見交換の場の設定など、組織の活性化を図ること。また、運営に携わる人員に対して人材育成に取り組むこと。

ウ 組織内の統制等

人員配置も含め、事業者の本来業務と当センターの運営業務を切り分け、整理すること。また、円滑な運営のため事業者内での意思決定の体制や指揮命令系統を明確にすること。なお、共同事業体（JV）の場合は、それぞれの機能が十分発揮できるよう団体間の役割分担や人員配置等を明確にし、共同事業体（JV）間の合意形成や意思決定のための組織を設置すること。

エ 適切な事務管理

センター運営に係る労務、経理などを適切に執行管理する体制を整えること。

(2) 服務規程

ア 個人情報取扱特記事項の遵守

運営事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例等の規定に基づき、当該取り扱う個人情報の漏えい、紛失等の事故の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることを基礎とし、その取扱いについて、横浜市との間に「個人情報取扱特記事項」を取り交わし、それを遵守しなければならない。また、共同事業者は、個人情報を取り扱う前までに「個人情報取扱 特記事項」の規定に基づき個人情報を取り扱うこととなる者に対して個人情報保護等に関する研修を実施し、特記事項で定める様式を提出しなければならない。

イ 横浜市情報セキュリティポリシーの遵守

共同事業者は、この契約による事務を処理するために情報システムを使用する場合には、横浜市情報セキュリティポリシー基本方針を確認し、保有する情報資産を適切に運用するとともに、社会環境や技術の変化に応じて必要な対策を継続的に改善するなど、情報セキュリティの強化に取り組むこと。

ウ 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項の遵守

共同事業者は、この契約に基づき、電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

エ 事故発生時の迅速な報告

各業務の履行中に事故が発生した際は、その業務に関係するか否かにかかわらず直ちに横浜市へ口頭又は電話等で状況を報告し、速やかに報告書等の書面で紙に詳細を報告すること。

オ 守秘義務

本業務の履行に伴い、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とすること。

7 役割分担及び費用負担

(1) 役割分担

横浜市と事業者は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

なお、以下に定めるもののほか、事業実施途中に新たに役割が生じた場合は、横浜市及び事業者が協議のうえ、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努めるものとする。

事業項目	横浜市の役割	運営事業者の役割
1 センター事務局の運営	1 事業への協力・助言 2 国や他都市、庁内調整 3 記者発表等の横浜市の有する応報媒体活用時の調整	事業の企画・調整・実施 (運営体制の構築、拠点運営、窓口運営、運営記録及び報告、情報発信、会員管理)
2 相談対応及びマッチング支援	1 事業への協力・助言 2 庁内のニーズ・シーズの掘り起こし・調整 3 庁内のSDGsに関する情報の収集 4 記者発表等の横浜市の有する応報媒体活用時の調整	事業の企画・調整・実施 (相談対応、研修・セミナー等の実施、マッチング支援、ニーズ・シーズの運用、情報収集・蓄積及びネットワーク構築)
3 試行的取組（継続案件）事業	1 事業への協力・助言 2 庁内の関係部署との調整	事業の企画・調整・実施 (ネイチャーポジティブ（拡張生態系）、みなとみらいサーク્યラーシティ・プロジェクト、サーク્યラーエコノミー等のモデル事業創出)
4 試行的取組（新規案件）事業	1 事業への協力・助言 2 庁内の関係部署との調整	事業の企画・調整・実施 (カーボンニュートラルを推進する取組、サーク્યラーエコノミーを推進する取組、産学官民連携による社会課題解決を推進する取組、SDGs 認証制度を活用した企業の SX に向けた DX・GX を推進する取組、横浜市の区局統括本部と連携した取組)
5 横浜市SDGs認証“Y-SDGs”の運営	1 本事業に係る事務手続き（制度の運用、要項改正、認証状の発行等） 2 本事業に係る企画調整、検討、業務全体の支援及び事務手続き支援 3 本事業に係る関係者調整・支援(庁内、国、企業等) 4 本事業に関連する国や他都市等からの問合せ対応	1 認証・更新に係る一連の事務手続き（書類審査、ヒアリング、有識者検討会の開催等） 2 認証事業者増加施策の実施 3 認証取得事業者のメリット創出等、取得後の支援 4 会員登録・認証システムの運用・保守管理及び必要に応じた部分的な改修の実施 5 認証評価基準の見直し

(2) 費用負担

本事業における令和9年度の横浜市及び運営事業者の役割分担と費用負担の考え方は、次のとおり想定している。具体的には、事業者決定後、横浜市と協議のうえ決定する。

ア 横浜市

費用：本事業の実施に係る費用。

令和9年度：(上限) 65,000 千円 (税込)

イ 運営事業者

費用：上記役割実施にあたって必要となる費用

(人的支援、場所・物品の提供等含む)

Ⅲ 応募資格

1 応募資格

次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とする。(※共同事業体(JV)の場合は構成するすべての事業者が対象となる。(4)を除く。) 資格審査にあたっては、参加意向申出書(様式1-1)及び添付書類(資格審査書類)により行う。

<資格基準>

- (1) 本事業の目的を理解し、法人格を有する団体であること。
- (2) 定められたスケジュール等を遵守できる者であること。
- (3) 締結した協働契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 「令和7年・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)」に「各種調査企画」、「イベント企画運営等」又は「その他の委託等」の種目で掲載されていること。(※共同事業体(JV)の場合は代表団体のみが対象となる。)
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者又は破産手続の開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く。)でないこと。
- (9) 参加意向申出書提出期限から評価結果通知の送付までの期間、横浜市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者
- (10) 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (11) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (12) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

Ⅳ 参加手続き、選定方法等

1 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書（様式 1－1）と必要な資格審査書類を提出すること。なお、共同事業体（JV）での応募の場合は、共同事業体（JV）の結成に関する申請書（様式 1－3）を提出し、取りまとめ事業者の設定を行うこと。

(1) 参加意向申出書の提出期限

令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時までにを行う。

(2) 提案資格確認結果の通知及び提出要請書の交付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められなかった者に対して、その旨及びその理由を提案資格確認結果通知書（様式 2）により通知する。

なお、提案資格があることを確認できた場合は、提案資格確認結果通知書・提案書提出要請書（様式 3）を交付する。

ア 通 知 日

令和 8 年 11 月 9 日（月）午後 5 時までにを行う。

イ 通知方法

電子メール

ウ そ の 他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は横浜市が通知を発送した日の翌日加算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

横浜市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

2 質問書の提出及び回答

提案書提出有資格者は、提案書提出にあたり、必要に応じて質問することができる。質問がある場合は、質問書（様式 4）を提出すること。

(1) 質問書の提出期限

令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 質問書の回答

令和 8 年 11 月 27 日（金）午後 5 時までに横浜市ホームページに掲載する。

3 選定方法

事業者（共同事業体含む）から提出された提案書の内容を、評価委員会が総合的に評価した上で、提案内容が最も優位な事業者を運営事業者として選定する。また、提案書を提出した全ての事業者の結果通知書を送付し、選定された事業者については、事業者名等を公表する。

4 提案書の提出

(1) 提案書の提出期限

令和 8 年 12 月 4 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類、提出期限、提出先、提出部数等

「ヨコハマSDGsデザインセンター事業」運営事業者の募集に係る提案書作成要領のとおり。なお、提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出書は無効とする。

(3) 評価基準について

「ヨコハマSDGsデザインセンター事業」提案書評価・選定基準のとおり。

5 プロポーザルに関するヒアリング

次のとおり提案内容に関するヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和8年12月下旬

(2) 実施場所

横浜市の指定する場所

(3) 出席者

本業務を実際に担当予定である責任者、担当者を含む3名以下

(4) その他

日時・場所等の詳細については、別途通知する。

6 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(1) 通知日

令和9年1月中旬

(2) 通知方法

電子メール

(3) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面による特定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横浜市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。横浜市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 公募・事業者選定等スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年10月16日（金）	公募開始
10月30日（金）	参加意向申出書の提出期限
11月9日（月）	提案資格確認結果の通知
11月18日（水）	質問書の提出期限
11月27日（金）	質問書の回答
12月4日（金）	提案書の提出期限
12月下旬	ヒアリング及び評価委員会の実施
令和9年1月中旬	結果通知書の送付、結果公表
4月1日（木）	基本協定及び協働契約の締結、事業開始

(1) 評価委員会

名 称	「ヨコハマ SDGs デザインセンター事業」運営事業の選定に係る評価委員会
所掌事務	提案の評価及び事業者の選定等に関すること
委 員	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 戦略企画部長（委員長） 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素社会移行推進部長（副委員長） 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素マネジメント課担当課長 みどり環境局戦略企画課長 経済局中小企業振興課長

(2) 評価項目

「ヨコハマSDGsデザインセンター事業」提案書評価・選定基準のとおり。

V 協定書の締結

1 協定書の締結

- (1) 運営事業者決定後、横浜市と協定を締結する。
- (2) 協定は4年間の基本協定と毎年度の年度協定を結ぶ。
- (3) 協定の内容については、提案書の内容に基づき、横浜市と協議のうえ、決定する。
- (4) 協定は、事業者の合意のもと市民協働条例を適用し「協働契約（負担金型）」として締結することを想定している。
- (5) 令和9年度予算は、議会の議決を経て決定されるものであることから、事業実施の有無、事業予算の減額又は削減があった場合は、当該事業を縮小または中止する場合がある。

2 協定の解除

運営事業者が協定書に定めることに違反した場合には、協定を解除することがある。

3 協定締結後

運営事業者は、協定締結後、協定によって定めたスケジュールに基づき事業に着手する。

4 次年度以降の取扱について

- (1) 令和10年度以降の具体的な実施内容は、それぞれ前年度の事業実績を踏まえ、契約形態、費用負担、役割分担等を決定するものとする。
- (2) 令和10年度以降において、事業予算の減額又は削除があった場合は、当該事業を縮小又は中止することがある。

VI その他留意事項

- (1) 本事業は、内閣府の地域未来交付金を活用する事業である。よって、国の求めに応じて資料を作成する必要が想定される。必要が生じた場合には、横浜市から指示を行う。

【参考資料等一覧】

- (1) 横浜市SDGs未来都市計画（2022～2026）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/futurecity/sdgs/sdgsfuturecity.html>
- (2) 横浜市中期計画2026～2029
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/chuki2026-.html>
- (3) 横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>
- (4) 横浜DX戦略
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/yokohamadx/dx-strategy/dx-strategy.html>
- (5) 行政運営の基本方針
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/innovation/hoshin.html>
- (6) 横浜市地球温暖化対策実行計画
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/plan.html>
- (7) 横浜市市民協働条例、横浜市市民協働条例の解釈・運用の手引き
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.html>
- (8) 横浜市個人情報の保護に関する条例
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/joreikisoku/>
- (9) ヨコハマSDGsデザインセンターホームページ（外部サイト）
<https://www.yokohama-sdgs.jp/>
- (10) ヨコハマSDGsデザインセンターについて（横浜市ホームページ）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/futurecity/designcenter.html>